

会社法第801条第1項に定める事後備置書類

(吸収合併に関する事後備置書類)

2023年6月1日

大黒天物産株式会社

2023年6月1日

各 位

岡山県倉敷市西中新田297番地1  
大黒天物産株式会社  
代表取締役社長 大 賀 昭 司

会社法第801条第1項に定める事後備置書類  
(吸収合併に係る事後開示事項)

大黒天物産株式会社(以下「当社」といいます)及びマツサカ株式会社(以下「マツサカ」といいます)は、2023年6月1日を効力発生日として、マツサカの権利義務の一切を当社に承継させる吸収合併(以下「本件合併」といいます)を行いました。

本件合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条により開示すべき事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2023年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 会社法第784条の2(吸収合併をやめることの請求)の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

①会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

②会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

③会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続きの経過

マツサカは、会社法第789条第2項及び第3項並びに定款第5条(公告方法)に従い、2023年3月10日に官報及び電子公告([https://www.matsusaka.store/ir\\_ifo/](https://www.matsusaka.store/ir_ifo/))において債権者に対する公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定に従いマツサカに対して異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）
  - (1) 会社法第796条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続きの経過  
会社法第796条の2の規定による本件合併の差止請求をした株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続きの経過
    - ①会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過  
当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2023年3月10日に当社の株主に対して公告を行いました。なお、当社において本件合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求はありません。
    - ②会社法第799条（債権者の異議）の規定における手続きの経過  
当社は、会社法第799条第2項及び第3項並びに定款第5条（公告方法）に従い、2023年3月10日官報及び電子公告（[http://www.e-dkt.co.jp/ir\\_info.html](http://www.e-dkt.co.jp/ir_info.html)）において債権者に対する公告を行いました。会社法第799条第1項の規定に従い当社に対して異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）  
当社は、本件合併の効力発生日である2023年6月1日をもって、マツサカの権利義務の一切を承継いたしました。当社がマツサカから承継した資産の額は1,082百万円（概算値）、負債の額は1,021百万円（概算値）です。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）  
別紙のとおりです。
6. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）  
2023年6月5日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）  
該当事項はありません。

以 上